

# 消費者トラブルから高齢者を守る！

**当選商法**

## 実態は水の定期購入です

## ウォーターサーバーの当選商法にご注意！



先日、出かけた先で「くじ」を引いたところ、2等のウォーターサーバーが当選した。サーバーレンタル料は無料だが、水は有料になると説明を受けた。しかし、舞い上がってしまい、3900円のタンク入りのミネラルウォーターを毎月購入する契約をした。帰宅後、水の料金が高額だと思ったので解約を申し出たら、サーバー引取り手数料として、5000円かかると説明された。

※ウォーターサーバーとは、専用の水の容器をセットして、冷水・温水が出てくる給水・給湯機器のことです。

アドバイス

- ◇当選したことで舞い上がってしまった客を、「おめでとうございます」などと称賛して、契約を促す「当選商法」の手口です。
- ◇「無料」なのは、ウォーターサーバーのレンタル料で、水については、定期的に購入しないといけない契約です。
- ◇1年未満の解約にはサーバーの引取り料がかかる等の説明が十分にされていないことがトラブルの原因となっています。
- ◇契約書などを受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる場合がありますので、消費生活センターに相談してください。

## トラブルにあわないために！

- 『当選した！』『無料！』という甘い言葉につられて軽い気持ちで契約してはいけません！
- 契約する際は、説明をよく聞き、慎重に検討しましょう。



わからぬことは、センターに聞いてね。

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
 平日 TEL 052-222-9671  
 土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分  
 (土・日は電話相談のみ)